

宮崎県土地利用基本計画書

平成 3 1 年 3 月

宮 崎 県

土地利用基本計画

計画策定の趣旨等	-----	1
1 土地利用の基本方向	-----	2
(1) 県土利用の基本方向	-----	2
(2) 地域別の土地利用の基本方向	-----	4
ア 県北地域	-----	5
イ 県央地域	-----	5
ウ 県南地域	-----	6
(3) 土地利用の原則	-----	7
ア 都市地域	-----	7
イ 農業地域	-----	8
ウ 森林地域	-----	9
エ 自然公園地域	-----	9
オ 自然保全地域	-----	10
2 五地域区分の重複する地域における土地利用の調整指導方針	-----	11
(1) 都市地域と農業地域とが重複する地域	-----	11
(2) 都市地域と森林地域とが重複する地域	-----	11
(3) 都市地域と自然公園地域とが重複する地域	-----	11
(4) 都市地域と自然保全地域とが重複する地域	-----	12
(5) 農業地域と森林地域とが重複する地域	-----	12
(6) 農業地域と自然公園地域とが重複する地域	-----	12
(7) 農業地域と自然保全地域とが重複する地域	-----	12
(8) 森林地域と自然公園地域とが重複する地域	-----	13
(9) 森林地域と自然保全地域とが重複する地域	-----	13
3 土地利用上配慮されるべき公的機関の開発保全整備計画	-----	13

計画策定の趣旨等

本県は九州の南東部に位置し、県土は南北に長く、その約 76% が森林となっている。地形は、北に祖母傾の高峰が連なり、西に国見岳、市房山さらに韓国岳、高千穂峰の霧島連山がそびえ、これらを源として五ヶ瀬川、耳川、小丸川、一ツ瀬川、大淀川等の河川が太平洋に注いでいる。

また、平地は宮崎市を中心に宮崎平野、北・西諸県地方に盆地が広がっている。

県域の大部分は温暖地帯に入り、日照時間が長く、かつ降雨量が多いことから、樹木の成長に適しており、動植物の分布も多種多様に及び、また、四季を通じて耕作が可能である。

この貴重な県土の活用については、国土利用計画法（昭和 49 年法律第 92 号）をはじめ、県土の利用に関する関係個別法の円滑な運用に努めることにより、農林業との調和に最善の配慮をしつつ、各種の土地利用を図ってきたところである。

（計画策定の趣旨）

県土の利用は、県土が現在及び将来における県民のための限られた資源であるとともに、生活及び生産を通ずる諸活動の共通の基盤であることから、公共の福祉を優先させ、自然環境の保全を図る必要がある。また、県土をより良い状態で次の世代に引き継ぐため、長期的な展望に基づき適正かつ合理的に行わなければならない、このような理念のもと、本県における総合的な土地利用計画を確立するため土地利用基本計画（以下「基本計画」という。）を策定するものである。

なお、基本計画は国土利用計画法第 9 条の規定に基づき、国土利用計画（全国計画及び宮崎県計画）を基本として策定する。

（基本計画の役割）

本基本計画は、国土利用計画法に基づく土地取引規制及び遊休土地に関する措置、土地利用に関する他の諸法律に基づく開発行為の規制その他の措置を実施するに当たっての基本となる計画である。

すなわち、都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）、農業振興地域の整備に関する法律（以下「農振法」という。昭和 44 年法律第 58 号）、森林法（昭和 26 年法律第 249 号）、自然公園法（昭和 32 年法律第 161 号）、自然環境保全法（昭和 47 年法律第 85 号）等（以下「個別規制法」という。）に基づく諸計画に対する上位計画として行政内部の総合調整機能を果たすとともに、土地取引に関しては直接的に、開発行為については個別規制法を通じて間接的に規制の基準としての役割を果たすものである。

1 土地利用の基本方向

(1) 県土利用の基本方向

県土の利用は、県土が現在及び将来における県民のための限られた資源であるとともに、生活及び生産を通ずる諸活動の共通の基盤であることから、公共の福祉を優先させ、自然環境の保全を図りつつ、地域の自然的、社会的、経済的及び文化的条件に配意して、健康で文化的な生活環境の確保と県土の均衡ある発展を図ることを基本理念として、総合的かつ計画的に行わなければならない。

今後の県土利用に当たっては、宮崎県国土利用計画に掲げた県土利用をめぐる基本的条件の変化等を踏まえ、「人口減少社会に対応した県土管理」、「自然環境と美しい景観の保全・再生・活用」、「災害に強い県土の構築」の3つの課題に取り組んでいく必要がある。

そこで、これらの課題に取り組むため、「適切な県土管理を実現する県土利用」、「自然環境と美しい景観を保全・再生・活用する県土利用」、「安全と安心を実現する県土利用」の3つを基本方針として、県土の安全性を高め持続可能で豊かな県土を形成する県土利用を目指す。また、本県の強みである第一次産業の成長産業化などによる経済的な豊かさと、人の絆や自然との共生など、お金に代えられない価値との両方が調和した「新しいゆたかさ」を実現するための県土利用を進める。

ア 適切な県土管理を実現する県土利用

適切な県土管理を実現する県土利用については、人口減少下においても増加している都市的土地利用において、地域の状況等も踏まえつつ、行政、医療・介護、福祉、商業等の都市機能等を中心部や生活拠点等に集約化し、郊外部への市街地の拡大を抑制する。都市機能等を集約化する中心部では、低・未利用地や空き家を有効利用すること等により、市街地の活性化と土地利用の効率化を図る。

一方、都市機能等を集約化する地域の外側では、これに応じた公共サービスのあり方や、公園、農地、森林等の整備及び自然環境の再生などの新たな土地利用等を勘案しつつ、地域の状況に応じた対応を進める。また、ひとつの地域だけでは十分な機能を備えることが難しい場合には、地域の状況を踏まえ、地域がネットワークで結ばれることによって必要な機能を享受する取組を進める。

農林業的土地利用については、食料の安定供給に不可欠な優良農地を確保し、県土保全等の多面的機能等を持続的に発揮させるために良好な管理を行うとともに、農業の担い手への農地集積・集約を進めることなどを通じて、荒廃農地の発生防止及び解消と効率的な利用を図る。また、森林資源の循環利用や県土の保全、水源の涵養等に重要な役割を果たす森林の適切な整備及び保全を進める。

水循環については、都市的土地利用と農林業的土地利用、自然的土地利用を通じた、都市における雨水の貯留・涵養^{かんよう}の推進や農地、森林の適切な管理など、流域の総合的かつ一体的な管理等により、健全な水循環の維持又は回復を図る。

大規模太陽光発電施設などの再生可能エネルギー関連施設の設置に際しては、周辺の土地利用状況や自然環境、景観、防災等に特に配慮する。

なお、森林、原野等、農地、宅地等の相互の土地利用の転換については、人口減少下においても一定量が見込まれるが、土地利用の可逆性が低いことに加え、生態系や健全な水循環、景観等にも影響を与えることから、土地利用の転換は慎重な配慮の下で計画的に行うことが重要である。

さらに、土地の所有者が、所有地の良好な管理と有効利用に努めることを基本としつつ、所有者が管理・利用できない場合や所有者の所在の把握が難しい場合には、所有者以外の者の管理・利用を促進するなど、「所有から利用へ」の観点に立った方策を検討することも必要である。

イ 自然環境と美しい景観を保全・再生・活用する県土利用

自然環境と美しい景観等を保全・再生・活用する県土利用については、将来にわたり保全すべき自然環境や優れた自然条件を有している地域を核として、気候変動による影響も考慮しつつ、自然環境の保全・再生を進め、森・里・川・海の連環による生態系ネットワークの形成を図り、県民の福利や地域づくりに資する形での活用を推進する。なお、その際には、県土を形づくり、県民生活の基盤となる生物多様性及び生態系サービスの保全と持続可能な利用を基本とする。

自然環境の活用については、持続可能で魅力ある県土づくりや地域づくりを進めるため、社会資本整備や土地利用において、自然環境の有する多様な機能（生物の生息・生育の場の提供、良好な景観形成、気温上昇の抑制等）を活用したグリーンインフラなどの取組を推進する。また、地域におけるバイオマス等の再生可能な資源やエネルギーの確保と循環的な利活用に努めるとともに、このような資源を生み出す里地里山等の良好な管理と資源の利活用に係る知恵や技術を継承する。さらに、自然公園などの自然資源や、農山漁村における緑豊かな環境、人と地域の自然との関わりの中で育まれた伝統や文化等を活かした観光や産品による雇用の創出及び経済循環を通じて、都市や農山漁村など、様々な地域間相互の対流を促進するとともに、地域への移住や「二地域居住」など都市から地域への人の流れの拡大を図る。

これらに加え、美しい宮崎づくり推進条例に基づき、美しい農山漁村、集落やまちなみ、魅力ある都市空間や水辺空間など、地域の個性ある美しい景観を保全・創出・活用することにより、魅力ある地域づくりを進める。特に、綾及び祖母・傾・

大崩ユネスコエコパーク、高千穂郷・椎葉山地域世界農業遺産などの地域資源ブランドを活用し、関係自治体等と連携した普及啓発活動や県内外への情報発信を行い、貴重な自然環境等の保護・保全や次世代への継承を図るとともに、一層の地域活性化に取り組む。

あわせて、地球温暖化への対応や水環境の改善等の観点から健全な水循環を維持し、又は回復するための取組を進める。

その際、県土には希少種等を含む様々な野生生物が生息・生育していることを踏まえつつ、外来種対策、野生鳥獣被害対策の推進など、生物多様性の確保と人間社会の調和を図ることなどを通じ、生物多様性に関する取組を社会に浸透させ、自然環境を保全・再生・活用する県土利用を進める。

ウ 安全と安心を実現する県土利用

安全と安心を実現する県土利用については、ハード対策とソフト対策を適切に組み合わせた防災・減災対策を実施するとともに、災害リスクの把握及び周知を図った上で、災害リスクの高い地域については、土地利用を適切に制限することが必要である。その際、規制の対象となる建築物の用途や構造が災害の特性や地域の状況等に即したものとなるよう配慮する。同時に、中長期的な視点から、高齢者施設等の要配慮者利用施設や災害時に重要な役割が期待される公共施設等について災害リスクの低い地域への立地を促すことにより、より安全な地域への居住を誘導する取組を進めることも重要である。

また、経済社会上、重要な役割を果たす諸機能の適正な配置やバックアップを推進するとともに、交通、エネルギーやライフライン等の多重性・代替性を確保する。その他、被害拡大の防止、仮置場などの復旧復興の備えとしてのオープンスペースの確保、農地の保全管理、森林やその他の生態系の持つ県土保全機能の向上など、地域レベルから県土レベルまでのそれぞれの段階における取組を通じて県土利用の面からも県土の安全性を高め、災害に強くしなやかな県土を構築する。

(2) 地域別の土地利用の基本方向

地域の区分は、県土の自然的、社会的、経済的及び文化的諸条件を勘案して、県北地域、県央地域、県南地域の三区分とする。

◆ 県北地域

延岡市、日向市、門川町、諸塚村、椎葉村、美郷町、高千穂町、日之影町、五ヶ瀬町（2市5町2村）

◆ 県央地域

宮崎市、西都市、国富町、綾町、高鍋町、新富町、西米良村、木城町、川南町、都農町（２市７町１村）

◆ 県南地域

都城市、日南市、小林市、串間市、えびの市、三股町、高原町（５市２町）

ア 県北地域

この地域は九州山脈の中心部にある山間地帯を多く含み、地勢も一般に急峻で標高１，０００ｍを超える山稜が重疊して雄大な山容をみせ、いわゆる九州の屋根の一角を形成している地域であり、土地利用については次により対処する。

山間部については、林業を中心とした農林業的利用が図られていることを踏まえ、木材生産機能及び県土保全機能等を有するとともに、しいたけなど特用林産物の生産基盤となっている森林の確保と整備を図る。その一方で、地域の振興や生活サービス機能などの維持を図る観点から交通体系の整備を推進するとともに「小さな拠点」の形成をはじめとした集落のネットワーク化を促進していく。また、祖母・傾・大崩ユネスコエコパークや高千穂郷・椎葉山地域世界農業遺産など、地域資源ブランドとして認められた貴重な自然の風景及び植生等の保全を図るとともに、それらを活用した観光をはじめとする地域産業の促進に取り組む。

平地部については、高規格道路及び高速道路インターチェンジの開設に対応した幹線道路網やアクセス道路を含めた交通体系及び都市施設の整備を計画的に進め、定住自立圏の中心市を核とした活気ある魅力的な都市の形成を図るとともに、優良農林地の確保に努める。その際、インターチェンジ周辺では、周辺環境と調和した秩序ある土地利用が図られるよう配慮する。

また、当地域の海岸部はリアス式海岸を有する日豊海岸国定公園地域であり、恵まれた自然条件をいかした県北地域観光を推進するため、自然環境の保全に留意し、農林漁業との調和のとれた土地利用を図る。

イ 県央地域

この地域は県のほぼ中央部で、九州山脈の一部及び本県最大の平野部からなる地域であり、土地利用については広域的な高次都市機能の強化、地域特性をいかした産業基盤整備並びに自然環境及び歴史的景観の保全を柱とし、次により対処する。

宮崎市を中心とした地域は、広域的な高次都市機能の集積・強化を図るとともに、

都市機能の集約化とあわせた戦略的な都市交通体系の整備及び企業立地環境の整備など経済基盤の強化を積極的に推進する一方で、樹林地など都市環境を増進させる上で必要な自然環境の保全に努めるほか、周辺地域における農業的土地利用との調和に配慮する。

北部沿岸地域及び内陸部の平野は、大規模な施設園芸や畜産など、先駆的な農業が営まれている有数の農業地帯であり、優良農用地を確保しつつ、農業生産基盤の整備を進めるとともに農村生活環境の整備等を図る。

当該地域の山間部については森林資源が豊富であり、西都原杉安峡、尾鈴等の県立自然公園のほか優れた景勝地も多くみられることから、木材生産機能及び県土保全機能等を有する森林の確保と整備を図るとともに、地域の振興や安全・安心な暮らしを確保する観点から高速道路のインターチェンジの開設に対応した幹線道路網やアクセス道路整備を進めるなど、経済基盤の強化に努める。その際、インターチェンジ周辺では、周辺環境と調和した秩序ある土地利用が図られるよう配慮する。

また、綾ユネスコエコパークの照葉樹林など、地域資源ブランドとして認められた貴重な自然の風景及び植生等の保全を図るとともに、それらを活用した観光をはじめとする地域産業の促進に取り組む。

ウ 県南地域

この地域は、北・西諸県盆地を中心とする地域及び鰐塚山地以南の南部地域からなり、土地利用については、自然環境の保全等に配慮し、次により対処する。

北・西諸県盆地を中心とする一帯の地域については、高速道路の整備に伴い県南地域の陸上交通の要衝的機能を果たしており、さらに地域高規格道路などの広域的な交通体系及び都市施設の整備を図ることによって定住自立圏の中心市を核とした健全な都市の形成に努める。その際、高速道路のインターチェンジ周辺では、周辺環境と調和した秩序ある土地利用が図られるよう配慮する。また、この地域は畜産、土地利用型農業の大型産地化が進んでおり、優良農用地を確保しつつ農業生産基盤の整備及び農村生活環境の整備を図るとともに地域産業のバランスある発展のために地域の個性を育む振興を図る。

霧島錦江湾国立公園を含む一帯の豊かな自然環境については、地域における各種産業との調和に努め、適正な保全及び活用を図る。

南部地域は地域の振興や安全・安心な暮らしを確保する観点から、交通体系の整備を推進するとともに農業生産・生活基盤の計画的整備、木材生産機能及び県土保全機能等を有する森林の確保と整備、企業立地の推進など経済基盤の強化に努める。また、日南海岸国定公園などの豊かな自然環境と美しい自然景観を有しており、これらの保全と

活用については、農林漁業との調整はもとより、地域振興の観点も踏まえ、自然的景観などの保全に留意しながら、その地域資源を活用した観光地としての機能強化を図る。

(3) 土地利用の原則

土地利用は土地利用基本計画図に図示された都市地域、農業地域、森林地域、自然公園地域及び自然保全地域の五地域ごとにそれぞれ次の原則に従って適正に行わなければならない。

なお、五地域のいずれにも属さない地域においては、当該地域の特性及び周辺地域との関連等を考慮して適正な土地利用を図る。

ア 都市地域

都市地域は、一体の都市として総合的に開発し、整備し、及び保全する必要がある地域である。

都市地域の土地利用については、都市機能の集約化とともに、集約化した都市間の相互の機能分担や対流を促進することを通じ、効率的な土地利用を図る。新たな土地需要がある場合には、既存の低・未利用地の再利用を優先させる一方、農林業的土地利用、自然的土地利用からの転換については、県の施策等と調整の上、可能な限り抑制を図る。

特に、都市地域の優良な集团的農地内を通る幹線道路沿道においては、優良な集团的農地の保全を図る観点から、営農環境に支障を及ぼすおそれのある農用地区域の除外は適当でないものとし、除外を行う場合には、その位置・規模等の適切性や農用地の集団化、農作業の効率化等に支障を及ぼすことのないよう十分配慮する。

また、このような幹線道路沿道においては、インフラへの影響を及ぼす施設の立地や、良好な田園風景を阻害するような無秩序な開発を抑制していくことが必要である。

○ 市街化区域

市街化区域（都市計画法第7条第1項による市街化区域をいう。以下同じ。）においては、安全性、快適性、利便性及び防災性等に十分配慮しながら、低・未利用地や空き家等の有効利用の観点を踏まえて、都市基盤、交通体系の計画的な整備及び都市の緑化の推進等により安全で快適な都市環境の形成を図る。

市街化区域内農地については、良好な都市環境の形成及び災害時の防災空間の確保の観点からも、計画的な保全と利用を図る。

○ 市街化調整区域

市街化調整区域（都市計画法第7条第1項による市街化調整区域をいう。以下同じ。）は、市街化を抑制すべき区域であることから、特定の場合に限り都市的利用を認める。

例えば、市街化調整区域であり農業地域でもある地域においては、良好な農業・都市環境を保持するため、保全的土地利用を図り市街化を抑制することを原則とするが、市街化区域では立地困難かつ市街化を促進するおそれがない場合、さらに、農用地区域の除外を伴うときは、その位置・規模等の適切性や農用地の集団化、農作業の効率化等に支障を及ぼすことのないような場合について、土地利用の変更等を検討することができるものとする。なお、具体的な許可又は計画の変更に当たっては、当然に、個別規制法の規定を踏まえて行われるものである。

○ その他の都市地域

市街化区域及び市街化調整区域に関する都市計画が定められていない都市計画区域のうち用途地域（都市計画法第8条第1項第1号の用途地域をいう。以下同じ。）内の土地利用については、市街化区域における土地利用に準ずるものとする。また、用途地域以外の都市地域においては、土地利用の現状を踏まえ、自然環境及び農林地の保全に留意しつつ、都市的な利用を認める。

イ 農業地域

農業地域は、農用地（農地及び採草放牧地（農振法第3条第1項第1号による農用地をいう。）以下同じ。）として利用すべき土地があり、総合的に農業の振興を図る必要がある地域である。

農業地域の土地利用については、農用地が食料供給源として国民の最も基礎的な土地資源であるとともに、地域の農業経営の安定上あるいは自然環境保全上、県土保全上等重要な役割を果たしていることから、現況農用地については集積・集約を図りつつ、極力その保全と有効利用を図る。

また、県土の有効利用、生産性の向上等の見地から農用地区域（農振法第8条第2項第1号による農用地等として利用すべき土地の区域をいう。以下同じ。）内の土地は計画的に確保、整備する。

荒廃農地については、県土の有効利用や環境保全の観点から、農地としての活用を基本とするが、自然的・経済的に農地としての再生利用が困難なものについては、周辺土地利用との調整を図りながら、森林など新たな生産の場としての活用や、自然環境の再生等農地以外の活用を図る。

○ 農用地区域

農用地区域の土地は、農業生産の基盤として確保されるべき土地であることから、必要に応じて担い手への農地の集積・集約を促進するなど生産基盤整備を計画的、積極的に推進するとともに、農用地の他用途への転用は行わない。

○ 農用地区域を除く農業地域

農用地区域を除く農業地域内の農用地については、都市計画等農業以外の土地利用計画との調整を了した場合には、その転用は極力調整された計画を尊重する。

一方、農業以外の土地利用との調整を了していない地域及び農業以外の土地利用計画の存しない地域においては、優良農用地の転用は原則として行わない。

ウ 森林地域

森林地域は、森林の土地として利用すべき土地があり、林業の振興又は森林の有する諸機能の維持増進を図る必要がある地域である。

森林地域の土地利用については、森林が木材生産等の経済的諸機能を持つとともに、水源の涵養、^{かんよう}県土保全、レクリエーション利用の受け入れ、自然環境及び生物多様性の保全、温室効果ガス吸収源対策等の公益的機能を通じて県民生活に大きく寄与していることから、必要な森林の保全を図るとともに、森林の有する多面的機能が最高度に発揮されるよう整備を図る。

○ 保安林区域

保安林（森林法第25条第1項並びに第25条の2第1項及び第2項による保安林をいう。以下同じ。）については、水源の涵養、土砂の崩壊その他の災害の防備、^{かんよう}県土保全、生活環境の保全等の諸機能の積極的な維持増進を図るべきものであることから、適正な管理を行うとともに他用途への転用は行わない。

○ 保安林以外の森林地域

保安林以外の森林地域については経済的・公益的機能の維持増進を図るものとし、林地の保全に特に留意すべき森林、水源として依存度の高い森林、施業方法を特定されている森林、優良人工造林地及びこれに準じる天然林等機能の高い森林については、極力、他用途への転用を避ける。

なお、森林を他用途へ転用する場合には、森林の保続培養と林業経営の安定に留意し、災害の発生、環境の悪化等をきたさないよう十分配慮する。

エ 自然公園地域

自然公園地域は、優れた自然の風景地で、その保護及び利用の増進を図る必要がある地域である。

自然公園地域の土地利用については、自然公園が優れた自然の風景地であり、その利用を通じて県民の保健、休養及び教化に資するものであるとともに観光資源として極めて高い価値を有していることから、その自然の保護と適正な利活用を図る。

○ 特別保護地区

特別保護地区（自然公園法第21条第1項による特別保護地区をいう。）については、その設定の趣旨に即して、景観の厳正な維持を図る。

○ 特別地域

特別地域（自然公園法第20条第1項又は第73条第1項による特別地域をいう。以下同じ。）については、その風致の維持を図るべきものであり、都市的利用等を行うための開発行為は極力、避ける。

○ その他の自然公園地域

その他の自然公園地域においては、都市的利用等を行うための大規模な開発行為、その他自然公園としての風景地の保護に支障をきたすおそれのある土地利用は極力、避ける。

オ 自然保全地域

自然保全地域は、良好な自然環境を形成しており、その自然環境の保全を図る必要がある地域である。

自然保全地域の土地利用については、自然環境が人間の健康で文化的な生活に欠くことのできないものであることから、広く県民がその恵沢を享受するとともに、将来に自然環境を継承することができるよう積極的に保全を図る。

○ 特別地区

特別地区（自然環境保全法第25条第1項又は同法第46条第1項による特別地区をいう。以下同じ。）においては、特定の自然環境の状況に対応した適正な保全を図る。

○ その他の自然保全地域

その他の自然保全地域においては、原則として土地の利用目的を変更しないものとし、自然環境の保全に努める。

2 五地域区分の重複する地域における土地利用の調整指導方針

都市地域、農業地域、森林地域、自然公園地域及び自然保全地域のうち2地域が重複している地域においては、次に掲げる調整指導方針に即し、また3以上の地域が重複している地域においては、次に掲げる調整指導方針におけるそれぞれの関係からみた優先順位、指導の方向等を考慮して、適正かつ合理的な土地利用を図る。

(1) 都市地域と農業地域とが重複する地域

ア 市街化区域及び用途地域以外の都市地域 — 農用地区域

農用地としての利用を優先する。

イ 市街化区域及び用途地域以外の都市地域 — 農用地区域以外の農業地域

土地利用の現況に留意しつつ、農業上の利用との調整を図りながら、都市的な利用を認める。

(2) 都市地域と森林地域とが重複する地域

ア 市街化区域及び用途地域以外の都市地域 — 保安林の区域

保安林としての利用を優先する。

イ 市街化区域及び用途地域 — 保安林の区域以外の森林地域

原則として、都市的な利用を優先するが、緑地としての森林保全に努める。

ウ 市街化区域及び用途地域以外の都市地域 — 保安林の区域以外の森林地域

森林としての利用の現況に留意しつつ、森林としての利用との調整を図りながら都市的な利用を認める。

(3) 都市地域と自然公園地域とが重複する地域

ア 市街化区域及び用途地域 — 特別地域以外の自然公園地域

自然公園としての機能をできる限り維持するよう調整を図りながら、都市的な利用を図る。

イ 市街化区域及び用途地域以外の都市地域 — 特別地域

自然公園としての保護及び利用を優先する。

ウ 市街化区域及び用途地域以外の都市地域 — 特別地域以外の自然公園地域

自然公園としての利用との調整を図りながら、都市的利用を認める。

(4) 都市地域と自然保全地域とが重複する地域

ア 市街化区域及び用途地域以外の都市地域 — 特別地区

自然環境としての保全を優先する。

イ 市街化区域及び用途地域以外の都市地域 — 特別地区以外の自然保全地域

両地域が両立するよう調整を図る。

(5) 農業地域と森林地域とが重複する地域

ア 農用地区域以外の農業地域 — 保安林の区域

保安林としての利用を優先する。

イ 農用地区域 — 保安林の区域以外の森林地域

原則として、農用地としての利用を優先するものとするが、農業上の利用との調整を図りながら、森林としての利用を認める。

ウ 農用地区域以外の農業地域 — 保安林の区域以外の森林地域

森林としての利用を優先するものとするが、森林としての利用との調整を図りながら、農業上の利用を認める。

(6) 農業地域と自然公園地域とが重複する地域

ア 農業地域 — 特別地域

自然公園としての保護及び利用を優先する。

イ 農用地区域 — 特別地域以外の自然公園地域

自然公園としての機能の保全に留意しつつ、農業としての利用を優先する。

ウ 農用地区域以外の農業地域 — 特別地域以外の自然公園地域

両地域が両立するよう調整を図る。

(7) 農業地域と自然保全地域とが重複する地域

ア 農業地域 — 特別地区

自然環境としての保全を優先する。

イ 農業地域 — 特別地区以外の自然保全地域

両地域が両立するよう調整を図る。

(8) 森林地域と自然公園地域とが重複する地域

両地域が両立するよう調整を図る。

(9) 森林地域と自然保全地域とが重複する地域

両地域が両立するよう調整を図る。

3 土地利用上配慮されるべき公的機関の開発保全整備計画

次表に掲げた公的機関を主体とする開発保全整備計画については、当該計画に基づき事業が円滑に実施されるよう土地利用上配慮します。

計画名	事業目的	規模	位置	計画主体	事業主体
該当なし	—	—	—	—	—